

②計画の策定の趣旨及び背景

わが国の平成19年の出生数は、108万9818人と平成18年の109万2674人より2856人減少し、6年ぶりに増加に転じた前年から再び減少に転じています。出生数の減少は、わが国における年少人口（0～14歳）の減少をもたらしましたが、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出生する子どもの数の平均）を見ると、平成19年は、平成18年の1・32を0・02ポイント上回る1・34となり、2年連続で上昇しました。平成20年の出生数は、国の推計では、前年を若干上回ると見込まれているものの、少子化の進行は歯止めがかかっていない状況です。

一方、本町の出生率は平成18年度では7・9%で、国（8・7%）や県（9・0%）よりも低い水準で推移しており、全国や県内でも少子化が進んでいる地域であることが分かります。

このような少子化の流れを変えるため、これまで国は、様々な少子化対策を講じてきており、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」（以下、「推進法」という。）及び「児童福祉法の一部を改正する法律」を

成立・公布しました。

推進法では、市町村は国が示す行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援などの次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定するものとしており、本町では、平成17年3月「けいせん子育て・子どもにやさしいまちづくり」を基本理念とする「桂川町次世代育成支援対策行動計画」（以下、「前期計画」という。）を策定しました。

この前期計画策定以降も、前述のとおり、全国的な少子化がさらに進行している状況を踏まえ、国は「子どもと家族を応援する日本重点戦略」（平成19年12月）を策定しました。

この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランスの実現）」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていく必要があるとし、特にワーク・ライフ・バランスの実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進

のための行動指針」を策定し、国としても新たな取り組みを進めていく方針を示しています。

さらに、国はワーク・ライフ・バランスを進めると同時に、構造から変えるという方針を打ち出しています。具体的には、今まで幼稚園と保育所と所管が分かれていた組織を子ども家庭省（仮称）として立ち上げ、待機児童の解消を進めるという内容

のものです。

このような全国的な動向も踏まえつつ、本町における、これまでの次世代育成支援対策の取り組みの進捗状況や課題を整理・評価し、そして改善し、様々な状況の中においても柔軟に対応し、安心して子育てができる町を創造するために、新たな行動計画として本計画を策定しました。

